

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
附則 1 ↳ 4 (略) (契約締結時の書面の交付に関する特例) 5 利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第 号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用又は同法第八条第七項第一号ハに掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行った貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	附則 1 ↳ 4 (略) (新設)

第十三条第 二項第一号 イ及び第四 項第一号イ	
加える場合	加える場合
加える場合又は同項第六 号に掲げる事項のうち利 息制限法第八条第七項第 一号ハに掲げる費用に変 更を加える場合	加える場合又は同号二に 掲げる事項のうち利息制 限法第六条第二項第三号 に掲げる費用に変更を加 える場合